

第 115 号	S u p e r H i g h w a y JR 東労組バス関東本部	 J R 東労組ホームページ
発行日 2026. 1. 2		

申 2 号第 3 回団体交渉⑥

19. 各社員の主たる勤務地を明確に提示すること。また、ベース間の移動については転勤扱いとし、本人希望を尊重すること。

回答) 社員の勤務地および出退勤基準箇所については、社達及び発令通知書等により伝達しているところである。なおベース間の転勤については、管内転勤扱いとして、任用の基準に則り適切に対応していく。

20. 各ベースにおける行路作成と行路の周知方法および勤務作成と勤務発表の方法を明らかにすること。また、休日付与等に関する考え方を明らかにすること。

回答) 周知方法、勤務作成ならびに発表の方法については、高速バス統括本部企画総務ユニットにて従前通りの方法で作成していく。また会社が貸与しているモバイル端末の活用も検討していく考え方である。休日付与等に関する考え方については、貴側と締結している「労働条件に関する協約」(平成5年10月1日締結)に則り適切に付与していく。

21. 各ベース間における変更路の考え方を明らかにすること。また、要員不足を背景とした便の持ち替えや変更路、他のベースの路線移管は行わないこと。

回答) 基本的な考え方は前項で示した通りである。要員の需給状況や全体最適に鑑み、高速バス統括本部に限らず各支店とも担当便の持ち替えや路線移管は必要に応じて行っていく。

22. 各ベースにおける助勤の考え方について明らかにし、主たる勤務地以外に出勤する際は助勤とし、助勤費等の手当を支給すること。

回答) 貴側と締結している「労働条件に関する協約」(平成5年10月1日締結)に則り適切に取り扱う。

JRバス関東で働く仲間を一つに！